理事会規程

（目　的）

第　１条　学校法人昭和女子大学（以下「法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 47 条の規定に基づき、寄附行為施行細則として、この規程を定める。

（招集・定足数・議決の方法）

第　２条　理事会の招集、定足数及び議決の方法については、寄附行為第 17 条に定めるところによる。

２　理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長又は常務理事若しくは理事長の指名する理事が議長となる。

（構成員以外の出席）

第　３条　理事長が必要と認めるときは、学園本部の部長、その他の教員及び職員（以下、総称して「教職員」という。）を理事会に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

（審議事項）

第　４条　理事会は、次の事項を審議する。

一　経営の基本方針に関する事項
二　法人の財産に関する事項
三　収入支出、予算・事業計画、決算・事業実績、寄附及び借入金等、経理に関する事項
四　学校運営に関する重要事項
五　法人の事業に関する重要事項
六　校地、校舎等の土地建物に関する事項
七　教育及び研究上の施設設備に関する事項
八　重要な規則の制定及び改廃に関する事項
九　役職者の任免、懲戒、解職等人事に関する事項
十　教職員の給与、服務及び厚生福利に関する事項
十一　その他理事会において必要と認める事項

（理事の定年）

第　５条　理事の定年は、別に内規で定める。

（理事の主管職務）

第　６条　理事の主管職務及び主管職務に該当する理事（主管理事）の氏名及び細目は、別に内規で定める。

２　その職務遂行上の構成人員は単独又は複数など、必要に応じて配置する。但し、主管職務及びその内容は、必要に応じて変更できるものとする。

（幹　事）

第　７条　理事会の事務処理のため、幹事１人を置く。

２　幹事は、学園本部の部長のうちから理事長が選任する。

（改　廃）

第　８条　この規程の改廃は、理事会の審議を経て決定する。

附　則

この規程は、昭和３９年　４月　１日に制定し、施行する。

２　この規程は、平成　８年　４月　１日に改定し、施行する。

３　この規程は、平成１５年１０月　１日に改定し、施行する。

４　この規程は、平成１９年　２月１５日に改定し、施行する。〔審議事項・担当職務の増補、その他〕

５　この規程は、平成２４年　９月１日から施行する。〔経営協議会を常勤役員会に変更〕

６　この規程は、平成２５年　４月１日から施行する。

〔第２条第１号「予算、借入金」に変更。第10条変更（「担当職務」から「主管職務」への変更その他〕

７　この規程は、平成２８年１０月２１日から施行する。

８　この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。